

日本国文部科学省と
サウジアラビア王国青年福祉庁との
スポーツ分野における協力に関する覚書

日本国文部科学省とサウジアラビア青年福祉庁（以降、双方とする）は、両国間に現在存在する友好的関係を強化・維持し、両国の関連国内法及び規則に従い、かつ双方の責任並びに利用可能な手段の範囲内において、スポーツ分野において協力する意向を表明しつつ、以下を決定した。

第一項

双方は、以下のとおり協力を推進する。

- 1- スポーツ分野における地域及び地域間での国際会議において連携する。
- 2- 両国の関連機関、協会及び連盟間でのスポーツ計画を相互に実施する。
- 3- 音声、視覚及び図書館の文書や出版物並びにスポーツ分野における経験を交換する。
- 4- スポーツ分野での知識や経験の交換、両国で開催される地域的・国家的及び国際的な会議やシンポジウム招待、またその他の手段を通じ、スポーツ選手の訓練分野において相互で協力する

第二項

- 1-双方は、指導者を訓練するために、両国のスポーツ教育機関間での協力を促進する。
- 2-双方は、スポーツ連盟や機関間での技術面及び経営面での知見の交換を促進し、両国のオリンピック委員会の間での直接的な協力を促進する。
- 3-双方は、両国の代表チームによる訪問の交換や、両国の様々なスポーツ団体間での直接的な接触を促進する。
- 4-双方は、スポーツ医学、アンチ・ドーピング、スポーツ・フォー・オール、障害者スポーツの分野における協力を活性化させる。

第三項

双方は本覚書の枠組において交換された情報の秘匿を維持しなければならない。双方は、提供した側からの同意なくして第三者に対してかかる情報を提供しない。

第四項

本件覚書は法的拘束力ある文書ではなくスポーツ分野における両国間での協力の一般的な枠組である。本件覚書への署名によって双方ともにいかなる財政的な義務も負わないものとする。

第五項

スポーツ代表団の交換に関しては、財政に関する条件については、双方間での協議を通じ、個別のケースに応じて決定されるものとする。

第六項

本件覚書の実施を促進するために、双方の代表者は必要に応じて、共同スポーツ・プログラムの促進とフォローアップのために、交替で会合するものとする、

第七項

本件覚書の解釈及び実施に派生する全ての事項は、両国間での相互の協議を通じて友好的に解決される。

第八項

本件覚書は、協力開始のため双方にとって必要な国内手続きが完了した旨の書面を外交チャンネルを通じて受領した日に効力を発するものとする。

本件覚書に基づく協力は、その効力発生から5年間継続し、その更にその後の5年間自動的に延長されるものとする。

本件覚書に基づく協力は、他方に対して本件覚書に基づく協力を終了したいとの要望を伝える書面通知を6か月前に行うことの条件として、いかなる場合にも終了させることができる

本件覚書に基づく協力の終了は、終了の時において実施されているプロジェクトや活動に影響を及ぼさないものとする。

2015年5月19日に東京で、ひとしい価値を持つ日本語、アラビア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国文部科学省のために

サウジアラビア王国青年福祉庁のために